

平成21年10月30日

中小企業向け年末対策

年末に向けての中小企業向け対策の総合的な政策パッケージについて、取りまとめましたので公表します。

1. 中小企業資金繰り対策

公的金融（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会）による一層積極的な取組を行うべく、関係機関と連携・調整しつつ、具体策を実施します。

2. 中小企業の組合等が利用している高度化融資の返済猶予

中小企業基盤整備機構が、高度化融資について、都道府県からの求めに応じ、返済猶予に弾力的に対応します。

3. 下請代金支払遅延等防止法の厳格な執行

下請取引の適正化を推進するため、親事業者に対する特別事情聴取、講習会などを行うとともに、下請かけこみ寺での弁護士による無料相談の体制を強化します。

(本発表資料のお問い合わせ先)

< 1. 中小企業資金繰り対策について >

中小企業庁事業環境部金融課長 多田

担当：丸田

03-3501-2876 (直通)

< 2. 中小企業の組合等が利用している高度化融資の返済猶予について >

中小企業庁経営支援部経営支援課長 岸本

担当：高橋、松田

03-3501-1763 (直通)

< 3. 下請代金支払遅延等防止法の厳格な執行について >

中小企業庁事業環境部取引課長 十時

担当：水野

03-3501-1669 (直通)